

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本校では、災害時等の非常措置について以下のような体制をとります。校時表の変更により、昨年度と時刻が変わっているところもあります。ご確認の上、ご家庭で保存・掲示していただきますようお願い致します。

子どもたちが下校後に京都市に「特別警報」が発令された場合

→次の登校日は、以下のようになります。(登校時に解除されていても)

- ・午前0時までに解除された場合 … 午後1時35分から授業(午後1時20分～1時30分登校。給食は中止)
- ・午前0時現在、特別警報が発令中の場合 … 「当日」臨時休業

例：4月25日(月)午後11時に解除された場合は、翌日26日(火)は午後1時35分から授業。

4月25日(月)午後11時に発令され、翌26日(火)午前1時に解除された場合は、26日(火)は臨時休業。翌27日(水)は午後1時35分から授業。

ただし、校区内の安全状況に応じて、始業開始時刻を変更する場合があります。

子どもたちが下校後に京都市に「暴風警報」が発令された場合 (大雨警報等その他の警報では平常授業)

1. 午前7時までに解除された場合 … 平常授業
2. 午前9時までに解除された場合 … 午前10時40分から授業(午前10時25分～10時35分登校)
3. 午前11時までに解除された場合… 午後1時35分から授業(午後1時20分～1時30分登校。給食は中止。)
4. 午前11時現在、暴風警報が発令中の場合 … 臨時休業

途中から登校の場合、集団登校は実施せず、個別に登校することとします。

鏡山学区は「山科川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。鏡山学区に「避難勧告」「避難指示」が出た場合は「暴風警報」が発表された場合に準じた措置をとります。

子どもたちが登校後に「特別警報・暴風警報」が発令された場合→ 授業を中止し、臨時下校 します。**<暴風警報時>**

- ① ホームページやメール配信などで、臨時下校することをお知らせします。(原則、児童館も閉館されます)
- ②『児童環境調査票』に書いていただいた方法で、下校または学校待機します。

※特別警報・暴風警報が発令されている時は、安全上、子どもだけで下校させません。

- ・「下校」を選ばれているご家庭は、町別で集団下校をし、教職員が近くまでついて行きます。
- ・「学校待機」を選ばれているご家庭は、なるべく早く保護者の方が迎えに来られるよう、ご協力をお願いします。

※『児童環境調査票』に記入いただいた項目(下校先、電話番号など)が変更になった場合は、その都度、ご連絡ください。

<特別警報時>

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後迎えに来ていただいた保護者に引き渡しを行います。保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。(集団下校はしません)

京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

→次の登校日は、臨時休業になります。(特別警報が発令された場合と同じです)

- ・下校時から夜の午前0時までに発生した場合…「翌日」臨時休業
- ・午前0時から、登校時刻までに発生した場合…「当日」臨時休業

例：4月25日(月)午後11時に発生した場合は、翌日26日(火)は臨時休業。

4月26日(火)午前2時に発生した場合は、当日26日(火)は臨時休業。

※土日祝日などの休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信、ホームページ、学校からの電話連絡等により、授業等を実施する旨を連絡します。臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

- ・子どもたちが登校後に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

→下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後迎えに来ていただいた保護者に引き渡しを行います。保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。
(集団下校はしません)